

扶桑町議会議案第 1 1 号

扶桑町行政手続条例の一部を改正する条例について

扶桑町行政手続条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるので提案します。

扶桑町行政手続条例の一部を改正する条例

扶桑町行政手続条例（平成9年扶桑町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、同条中「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）

の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

扶桑町行政手続条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。この場合においては、<u>掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p><u>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。</u>この場合においては、<u>掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

新	旧
<p><u>務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項<u>及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、<u>同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人</u></p>	<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、<u>同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間</u></u></p>

新	旧
<p>に対する 2 回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第 2 9 条 第 1 5 条第 3 項及び第 4 項並びに第 1 6 条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 1 5 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 2 8 条」と、<u>同条第 4 項中「第 1 項第 3 号及び第 4 号」とあるのは「第 2 8 条第 3 号」と</u>、第 1 6 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 2 8 条」と、「同条第 3 項後段」とあるのは「第 2 9 条において準用する第 1 5 条第 4 項後段」と読み替えるものとする。</p>	<p>を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第 2 9 条 第 1 5 条第 3 項及び第 1 6 条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 1 5 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 2 8 条」と、「<u>同項第 3 号及び第 4 号」とあるのは「同条第 3 号」と</u>、第 1 6 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 2 8 条」と、「同条第 3 項後段」とあるのは「第 2 9 条において準用する第 1 5 条第 3 項後段」と読み替えるものとする。</p>